

「会員におけるMSCB等の取扱いに関する規則」の一部改正（案）に対するパブリック・コメントと本協会の考え方について

平成 21 年 7 月 14 日
日 本 証 券 業 協 会

本協会では、「会員におけるMSCB等の取扱いに関する規則」の一部改正（案）について、平成 21 年 6 月 10 日から 7 月 1 日までの間、パブリック・コメントの募集を行った。

この間に寄せられた意見（3 社、計 3 件）及び意見に対する考え方は、以下のとおりである。

項番	該当条文	コメント	考え方
1	規則 第 5 条	今回の改正案には入っていないが、本条において「重要なスワップ契約」の開示を要請することについての手当てが必要ではないか。	ご指摘のとおり、「重要なスワップ契約」の開示の要請は、今回の規則改正の目的及び趣旨に照らして、大変重要であると考えております。 ご指摘を踏まえ、今回の改正の趣旨を明確化するため、規定を修正いたします。
2	規則 第 13 条	CB等の発行に際し、払込日に関わらず、CB等を対象とした信用リスクに関する取引（CBアセットスワップ取引（CBをクレジット投資家等に売却した上で当該CBのコールオプションを取得することにより、実質的にCBの信用リスクをクレジット投資家等に移転する取引を想定したものであり、デリバティブ取引そのものにはCBの転換価額等に関する内容は含まれません。）、クレジットデフォルトスワップ取引（一定の信用事由発生時において、プロテクションの売手が買手に対し、想定元本分の財産を交付する取引を想定したものであり、	規則上、CB等の発行に際し行われるデリバティブ取引その他の取引について、CB等と密接不可分の関係であって、かつ、当該CB等及び当該デリバティブ取引その他の取引が一体として第 2 条第 1 号柱書と同等の効果を有する場合には、当該CB等及び当該デリバティブ取引その他の取引を一体としてMSCB等とみなしてこの規則の規定を適用することとなります。 したがって、ご質問いただきましたようなCBアセットスワップ取引及びクレジットデフォルトスワップ取引等について、その契約内容自体にCB等の発行条件等に

項番	該当条文	コメント	考え方
		デリバティブ取引そのものにはC Bの転換価額等に関する内容は含まれません。))等の契約が締結される場合には、今回新設される規則第 13 条の適用を受けることになりますか。	関する内容が用いられておらず、C B等と密接不可分の関係でない場合には、規則第 13 条の適用は受けないものと考えられます。 いずれにしましても、M S C B等がそもそも規制される趣旨（株主権利の毀損）等を十分勘案の上、判断いただくことが必要であることを申し添えます。
3	規則 第 13 条	通常のC Bを買い受けた会員が、発行会社と関係のない第三者とデリバティブ契約を結び、結果としてそれがM S C Bと同等のものとなった場合において、今回の規制の対象となるかどうかについて、明確にしていきたい。	本規則の適用については、項番 2 の考え方で示したとおりです。 したがって、デリバティブ取引の契約締結のタイミングやデリバティブ取引を行う者との関係の有無にかかわらず、実態に照らしM S C B等とみなされるかどうか判断することとなります。 いずれにしましても、M S C B等がそもそも規制される趣旨（株主権利の毀損）等を十分勘案の上、判断いただくことが必要であることを申し添えます。

以 上